契　　約　　書（案）

財務省共済組合大阪国税局支部長　岩元　達弘（以下「甲」という。）と、●●●●●●●●●●　●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により財務省共済組合大阪国税局支部における清涼飲料水自動販売機の設置及び管理（以下「本業務」という。）に関し、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）
第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

（本契約の目的）
第２条　本契約は、別添「仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、本業務に関する事項を定めるものである。
２　乙は、本契約の条項に従い、本業務を行うものとする。

（履行場所）
第３条　本業務の履行場所は、仕様書別紙１「自動販売機設置場所一覧表」に記載する場所とする。

（履行期間）
第４条　履行期間は、令和９年４月１日から令和13年３月31日とする。
ただし、必要に応じ一度に限り５年を超えない期間で更新することができる。

（契約保証金）
第５条　甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（設備等の貸与）
第６条　甲は、「自動販売機設置場所一覧表」（仕様書別紙１）のとおり、甲の借り受けた施設に乙の自販機を設置させることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第７条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。

（衛生の保持）
第８条　乙の従業員又は次条第２項ただし書にある第三者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で定義されている感染症のうち、本業務を履行する上で感染のおそれのある感染症を発症した場合は、就業させないこととし、この場合、乙は甲に対して速やかに連絡するものとする。

（下請、委託等の禁止）
第９条　乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
２　乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
３　前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
４　第２項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5　第２項ただし書にかかわらず、乙は、第20条第２項第12号から第16号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。

6　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

7　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

⑴　下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。

⑵　正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。

8　前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れない。

（申込条件の維持）

第10条　乙は、本契約が終了するまで、公募に参加する者に必要とされていた条件を維持しなければならない。

（乙の遵守義務）

第11条　乙は、仕様書に基づき業務を遂行しなければならない。

2　乙は、法令等に従い品質管理及び衛生管理に努めなければならない。

3　乙は、本件の業務に当たり、自己の名義において誠実に履行し、対外的において甲の信用を傷つけることがあってはならない。

4　乙は、使用に供された施設等が毀損し、又は滅失し、若しくは甚だしく汚損したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

5　乙は、善良なる管理者の責任をもって設備等を管理使用する他、災害予防に留意しなければならない。

6　乙は、乙の従業員に十分な指導及び適切な訓練を行い、利用者に対するサービスの向上に努めなければならない。

（秘密の保持）

第12条　乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2　乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。

3　乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

4　乙が本条の義務に違反した場合には、乙は、甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

5　個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙「個人情報に関する取扱い」を遵守しなければならない。

6　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（費用負担）

第13条　仕様書のとおりとする。

（服務等）
第14条　乙は、本業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
2　乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
3　甲は、乙の従事者が不適当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる
4　乙は、本業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲に通知するものとする。

（監督等）
第15条　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。
2　乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
3　甲は、第９条第２項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

（事情変更）
第16条　甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。
2　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（報告）
第17条　乙は、毎月の商品別売上げについて、仕様書別紙３「収支計算書」及び仕様書別紙４「売上月計表」を翌日末日までに、また、事業年度に係る損益計算書を事業年度終了後２か月以内に甲あてに報告する。

（業務完了後における説明等）
第18条　乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（契約不適合責任）
第19条　甲は本業務を完了した日から起算して１年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
2　甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で、本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
⑴　本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
⑵　本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
⑶　契約不適合を原因として、甲の提供するサービスに障害が生じ、その結果、そのサービスの受領者（以下「受領者等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払を命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
3　第１項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な

契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第１項に基づく各請求ができるものとする。

４　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（解除）

第20条　甲は、自己の都合により、乙に対し１か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

２　甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

⑴　本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。

⑵　相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。

⑶　甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

⑷　財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。

⑸　本業務の履行に著しい遅延のあったとき。

⑹　契約不適合により、契約の目的を達することができないとき又は第18条に規定する甲の請求に応じないとき。

⑺　監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。

⑻　自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。

⑼　破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

⑽　手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

⑾　解散の決議をしたとき。

⑿　役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⒀　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

⒁　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⒂　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

⒃　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⒄　自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。

⒅　自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

⒆　自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。

⒇　自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。

(21)　その他、第17号から第20号に準ずる行為をしたとき。

３　乙は、甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（本契約の任意解約等）

第21条　甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打ち切ることができるものとする。

２　甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

⑴　本契約の内容変更の場合　合理的な追加費用

⑵　本契約の一時中止又は打切の場合　当該時点までに乙に発生した合理的な費用

3　前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第22条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項、第２項若しくは第20条の２から第20条の６の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

⑵　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（調査）

第23条　甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

２　乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

３　第１項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、乙は、甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（損害賠償）

第24条　乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

２　前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、受領者等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払を要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

（賠償金等の徴収）

第25条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に指定する期間を経過した日から納入の日までの日数に応じ第２項に定める率で計算した金額を徴収する。

２　前項の利率は、起算日時点の「国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示」に定める率とする。

（原状回復義務）

第26条　乙は、履行期間が満了したとき又は第20条から第22条の規定により本契約が解除され又は終了したときは、甲が指定する期日までに施設等を現状に回復して返還しなければならない。

この場合、原状に回復するために要した費用は乙が負担するものとする。

（無償委託等）

第27条　甲は、本業務に伴う報酬その他いかなる対価をも支払わない。また、乙は甲に対し、販売手数料その他いかなる対価をも支払わない。

（不当介入に関する通報・報告）

第28条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争の解決）

第29条　本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

２　前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

（法律、規格等の遵守）

第30条　乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（人権尊重努力義務）

第31条　乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（補則）

第32条　本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年●月●日

甲　　大阪市中央区大手前１丁目５番63号
財務省共済組合
大阪国税局支部長　　岩元　達弘

乙　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊　　＊＊　＊＊

別紙

個人情報に関する取扱い（第12条第５項）

（定義）

第１条　本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第２条　乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

２　甲は、前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

３　乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。

なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん、漏えい等の事故等（故意、過失は問わない。以下「事故等」という。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第３条　乙は、個人情報を本業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第４条　乙は、個人情報を本業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

２　乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取り扱うものとする。

（管理）

第５条　乙は、個人情報の漏えい、滅失、又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

⑴　個人情報の取扱責任者
⑵　個人情報に接する従業員その他本業務遂行に従事する者
⑶　個人情報の授受、移送方法
⑷　個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法
⑸　個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
⑹　個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
⑺　本業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

３　乙は、従業員等以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第６条　乙は、本業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得し

てはならない。
　なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知の上、甲の指示に従うものとする。
　おって、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）
第７条　乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡の上、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）
第８条　乙は、甲の要求がある場合、又は本業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。
　なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）
第９条　乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはそのおそれがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。
　なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
２　前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。
　なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。
３　前２項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱い）
第10条　乙は、甲の書面による承諾がなく、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
２　甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
３　乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。
　また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）
第11条　乙は、本業務期間中、甲が求めた場合はその都度、第２条から第５条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。
２　甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。
　なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
３　甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
４　第１項又は第２項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第３項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本業務の全部又は一部を解除できるものとする。
　また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。